

特集

ストップ！  
アスベスト汚染

## 練馬区のこれまでのアスベスト対策の取り組みと課題 (アスベスト飛散防止をめざして)

### はじめに

一昨年夏、尼崎市のK社工場の従業員と工場周辺住民の健康被害報道を機に、アスベスト問題が全国的に人々の意識の俎上にのぼることとなりました。その結果、各自治体にも問い合わせが殺到し、練馬区も対応に追われることとなりました。

しかし、この報道以前から現在に至るまで、本区は、全国に先駆け諸々のアスベスト飛散防止に向けた対策を進めてきました。平成17年度までに、区立施設にある露出した吹付けアスベストの除去を全て完了しました。また、民間施設への対策として、平成18年1月、国に先駆けて区独自のアスベスト条例を施行し、使用中の建築物や工事によるアスベスト飛散防止について、規制の枠組みを構築しました。さらに、平成19年4月からは、吹付けアスベスト除去工事に対する新支援制度の運用を開始し、総合的にアスベスト飛散防止対策を進めています。

ここでは、これまでの練馬区のアスベスト対策の歩みを紹介します。

### 1 アスベストとは

アスベストは石綿（いしわた）とも呼ばれ、天然に産出する鉱物繊維で、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）などがあります。



白石綿（クリソタイル）



青石綿（クロシドライト）



茶石綿（アモサイト）

アスベストは、自然界ではほとんど分解・変質されないため、一度大気中に飛散すると環境中に蓄積されることとなります。耐熱性・耐薬品性・絶縁性に優れているため、建

設用材料や電化製品、自動車部品など広範囲に使用され、身近に存在します。吹付けアスベストは建築物等の鉄骨材などに耐火被覆材として使用され、もろく傷つきやすいため、劣化すると飛散しやすくなります。そのほか、アスベストとセメントなどを混合して固めた成形板があり、防火性、防水性に優れているため、外壁、壁、屋根、床材などに使用されています。これは、破損などの傷がなければアスベストの飛散の恐れは低く問題はありません。

## 2 健康への影響

アスベスト繊維は目に見えないくらい微細で軽いため飛散しやすく、吸入するとアスベスト肺、肺がん、中皮腫などの原因になることが知られています。現在、確認されているアスベストによる健康障害の多くは、作業現場などで飛散したアスベストの吸い込みによるものです。

### 区立施設対策

#### 1 吹付けアスベスト使用実態調査から除去完了へ

昭和 62 年に学校パニックと呼ばれるアスベスト問題が社会的関心となりました。同年、文部省の通達に沿って昭和 50 年以前に建設された小中学校など 77 施設について露出した吹付けアスベストの使用状況調査を実施し、使用が判明した 55 校について、昭和 62 ~ 63 年内に除去工事を実施しました。同時に、練馬区は独自の判断で区立施設についても同様な調査を実施し、使用が判明した 22 施設についても昭和 63 年までに除去工事を実施してきました。

しかし、平成 14 年、区立施設の解体工事に先立ち、調査した結果、吹付けアスベストが発見されました。これを契機に、国や都の資料に基づき、吹付けアスベストの使用されている可能性が高い昭和 56 年までに建設された 234 施設について、調査を実施しました。その後、平成 15 年にも吹付けアスベストが発見されたことから、事実上、アスベストの吹付けが禁止された平成 8 年までに建設された小中学校 103 校、区民施設 450 施設（合計 553 施設）まで対象を広げ、吹付けアスベストの再調査を実施し、使用が判明した小中学校 45 校については平成 16 年夏休み終了までに、区民施設 27 施設については平成 17 年度までに除去を完了しました。

なお、吹付けアスベストの使用が判明した施設では、除去工事が完了するまで、毎年、アスベストの飛散状況調査を行いました。その結果、すべての施設で周辺の大気中と同程度の濃度と確認しました。

(参照HP：<http://www.city.nerima.tokyo.jp/notice/asbestos/>)

## 2 アスベスト含有材の除去方針・アスベスト対策大綱 策定へ

相次ぐアスベスト問題に対処するために、平成 15 年 9 月、助役（現副区長）を委員長とする「練馬区アスベスト等対策委員会」を設置しました。当委員会では、多方面からアスベストに係る情報収集を行い、「区立施設におけるアスベスト含有材の除去方針」を平成 15 年 10 月に策定し、その除去方針に基づき吹付けアスベストの使用が判明した小中学校・区民施設の除去工事計画を定め、実施しました。

さらに、平成 16 年 5 月に区立施設におけるアスベスト飛散防止の総合的対策を定めた「練馬区アスベスト対策大綱」を策定しました。

この大綱には、区立施設の新築・改修時におけるアスベスト含有建材の使用抑制や吹付けアスベストの使用が判明した時の対処方法、区民、事業者に対してのリスクコミュニケーションのあり方等をまとめています。

なお、平成 18 年度から、区は業務形態が事業本部制になったことから、「練馬区アスベスト等対策委員会」の委員長は、環境まちづくり事業本部長が担うこととなりました。（参照 HP：<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kikaku/asbest/>）

### 民間施設対策

## 1 K社問題をきっかけに、情報発信

区では、これまで区立施設について全国に先駆けた先進的なアスベスト飛散防止対策を進めており、アスベスト問題については落ち着いたかに見えました。そのような中、平成 17 年夏、K社のアスベスト製造工場の従業員や近隣住民に対する健康被害について一斉に報道がなされました。現場の職員のところにも、区民から問合せが殺到しました。対応する中で、区民に対し、アスベストの危険性等について正しい情報発信をする必要性から区内において、区民からの相談をもとに Q&A をまとめ、問合せに的確に対応できる体制を築きました。

また、区民からの相談には非飛散性の成形板に関する不安も多く寄せられ、何が問題なのか、どうすればよいのかという正確な情報を区民にわかりやすくお知らせするとともに、練馬区のアスベスト対策やアスベスト建材の紹介をするため、ねりま区報のアスベスト特集号を発行しました。

## 2 アスベスト対策に係る区条例を制定

= 練馬区アスベスト飛散防止条例（全文）は、巻末資料に掲載しました。

### (1) 制定趣旨

アスベストは、昭和 45 年頃から平成 2 年頃にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されています。今後、これらの建築物の老朽化による解体工事が増加することが予想されます。既に、解体・改修工事については、国や東京都による規制が行われていましたが、飛散性アスベストに対しては対象施設や面積要件等が設けられ

ていた他、非飛散性のアスベストに対しては規制が設定されていませんでした。また、アスベストが存在する使用中の建築物に対する規制もなかったことから、飛散防止対策として必ずしも十分とはいえませんでした。

そこで、国の規制強化に先駆け、民間施設に対する規制強化に向けて、アスベスト飛散防止対策の条例化に踏み切ることとなりました。

飛散性と非飛散性のアスベストについて：アスベスト含有建材は、劣化すれば飛散する飛散性アスベスト（アスベスト含有吹付け材、アスベスト含有の保温材など。「吹付けアスベスト等」という。）と、通常使用していく上では飛散しない非飛散性アスベスト（アスベスト含有成形板）に分類されます。

## (2) 目的

使用中の建築物または解体等の工事によるアスベストの飛散防止を図るため、必要な措置および事項を定め、区民の健康および生活環境の安全を確保することを目的とします。

## (3) 「練馬区アスベスト飛散防止条例」の特徴

### ア) 使用中の建築物に露出した吹付け材が存在する場合の対策

特定建築物（延べ床面積 500 m<sup>2</sup>以上の百貨店、事務所等規則で定める建築物）の所有者等に、露出した吹付け材中にアスベストが含有しているかの調査をさせ、含有している場合には除去、封じ込めまたは囲い込みの措置の義務を課しています。

### イ) 解体等工事における吹付けアスベスト等の対策の強化

区は作業基準を設定し、施工者に対し工事開始前の区への届出（大気汚染防止法・東京都環境確保条例の届出対象工事を除く）標識の設置、住民説明会の開催（工事対象面積 500 m<sup>2</sup>以上の場合）環境測定（飛散の恐れがあると区が判断した場合）の義務を課しています。

### ロ) 解体等工事におけるアスベスト含有成形板等の対策

区は作業基準を設定し、施工者に対し工事開始前の区への届出（工事対象面積 80 m<sup>2</sup>以上の場合）標識の設置、環境測定（飛散の恐れがあると区が判断した場合）の義務を課しています。

### ハ) 勧告および氏名の公表

届出等条例の手続きまたは作業基準に従わない場合に、区は指導・勧告を行い、その勧告に従わない場合または立入検査を拒んだ場合は、氏名を公表します。

## (4) 施行期日

平成 18 年 1 月 1 日からとし、一部の規定については平成 18 年 4 月 1 日からとしました。

(参照 HP：[http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/asbestos\\_jourei/asbestos\\_jourei\\_kouhu.html](http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/asbestos_jourei/asbestos_jourei_kouhu.html))

## 標識の例

条例では、アスベスト含有建材の除去等工事を行う場合に、工事現場の道路側に下記の標識のいずれかを掲示するように定めています。

これは、工事周辺の皆様に「アスベスト関連工事」が行われていることをお知らせするとともに、工事業者がアスベスト飛散防止対策を適正に行いながら工事を実施することを意思表示させるものでもあります。

吹付けアスベスト等の標識例

アスベスト含有成形板の標識例

(参照 HP : [http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/asbestos\\_jourei/asbestos\\_youshiki\\_mokuji.htm](http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/asbestos_jourei/asbestos_youshiki_mokuji.htm))

## 3 民間住宅や事業所のアスベスト対策への支援

### (1) 吹付けアスベスト調査費助成と工事費の融資

練馬区では、平成 17 年 10 月から露出した吹付けアスベストを対象に調査費用の助成、除去、囲い込み、封じ込めの飛散防止措置に係る工事費用の融資あっせん償還利息の助成を始めました。

対象建築物	調査費用	除去・封じ込め・囲い込み 工事費用	問合せ
戸建住宅	補助率 1 / 2 補助限度額 10 万円	融資限度額...500 万円 償還利息...2.2% (うち 1.1%を補助)	住宅課 管理係 内線 8881
分譲マンション	補助率 1 / 2 補助限度額 20 万円		
賃貸マンション 事業所		融資限度額...1,000 万円 償還利息...2.2% (うち 1.8%を補助)	経済課 融資係 内線 5911

### (2) 吹付けアスベスト除去工事費の助成

前述の支援制度は、あくまで「融資」という形で結局は自己負担には変わりはなく、高額のコストがかかる除去工事を抜本的に支援できないと判断し、平成 19 年 4 月からは、吹付けアスベストの除去工事のみを対象に助成事業を開始しました。

この新支援制度を利用させていただくことで、除去工事にかかる建築物所有者等の負担軽減を図るとともに、建築物等の安全性を向上させ、安全で安心なまちづくりに役立てること、さら

にこれを機会に、練馬区から健康被害のある吹付けアスベストを一掃したいという願いも制度設立の目的としています。

建築用途	除去理由	補助率	補助限度額
戸建住宅 分譲マンション等	自主的に除去	除去費用の3分の2	400万円
	建築基準法に基づく義務	除去費用の2分の1	300万円
賃貸マンション 事業所等	自主的に除去	除去費用の2分の1	1,500万円
	建築基準法に基づく義務	除去費用の3分の1	1,000万円

(参照 HP : [http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/asvest\\_josei.html](http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/asvest_josei.html))

### (3) 私立幼稚園・保育園などのアスベスト対策への支援

私立幼稚園・保育園や特別養護老人ホームなど、区が運営などを助成している民間の公共的施設について、吹付けアスベストなどの調査、除去工事費用を平成17年度に助成しました。

### (4) 区営住宅などのアスベスト対策

区営住宅など区立の居住施設について、吹付けアスベストなどの使用状況調査を行った結果、使用されていませんでした。

## 4 アスベストの環境測定

区では総合的アスベスト飛散防止対策の一環として、区内の大気中のアスベスト濃度の測定を平成18年度から開始しました。

練馬区にはアスベスト製造または加工する工場等はありません。

したがってアスベストが飛散するとすれば工事によってですが、大気汚染防止法、環境確保条例、練馬区条例で環境中への飛散防止措置(作業基準といいます。)と届出を義務付け、区では現場確認を行っています。また、東京都環境確保条例では一定規模以上の吹付けアスベスト等の除去工事に際して、工事事業者に工事前、工事中、工事後のアスベスト濃度を敷地の境界線で測定するよう義務付け、安全確認を行っています。

そこで、区内の一般大気環境中のアスベスト濃度を確認するため、区内を4分割し、それぞれの地域を代表する地点としてダイオキシン類の大気環境調査地点とあわせて、4季の測定を行うこととしました。

平成18年度の結果は以下のとおりで、各地点とも、いずれも0.3本/未満であり、都内の平均値と同じで平常でした。(環境基準は設定されていません。)

調査地点	アスベスト濃度(本/)
情報公開室屋上	0.3未満
練馬東中学校屋上	0.3未満
大泉西中学校屋上	0.3未満
石神井図書館屋上	0.3未満

## 国、都の規制の歩み

### 1 国の規制

平成 17 年の尼崎市のアスベスト問題を契機にして、国では「アスベスト問題に関する関係閣僚会議」が開催され、平成 17 年 12 月に「アスベスト問題に係る総合対策」が取りまとめられ、アスベスト関係法令等の改正が総合対策に盛り込まれました。

#### (1) 労働安全の面から（～労働安全衛生法・石綿障害予防規則～）

作業員をアスベスト暴露から保護するため、アスベスト建材の製造、取扱い作業における規制を段階的に厳しくしてきました。

- ・昭和 50 年 5%を超えてアスベストを含有する吹付けは原則禁止。
- ・平成 7 年 1%を超えてアスベストを含有する吹付けは原則禁止。さらに、クロシドライトおよびアモサイトについて、製造・輸入・譲渡・使用等禁止。
- ・平成 16 年 クリソタイルについても、10 種類の石綿含有製品の製造、使用等禁止。
- ・平成 18 年 一部例外品を認めた上で、0.1%を超える石綿含有製品の製造・使用等禁止。

#### (2) 環境中への飛散防止の面から（～大気汚染防止法～）

平成元年に、大気汚染防止法の中に石綿製品製造工場に対する規制が導入されました。また、平成 7 年の阪神・淡路大震災による倒壊ビルの解体等に伴うアスベスト飛散問題が契機となって、平成 8 年に一定規模以上の耐火・準耐火建築物で、一定面積以上の吹付けアスベスト等が使用されている建築物の解体等の作業に対する規制が始まりました。さらに、平成 18 年 3 月、全ての建築物に使用されている吹付けアスベスト等に加え、アスベスト含有保温材、断熱材、耐火被覆材も対象として、その使用面積にかかわらず、除去工事等を行う場合は届出が必要になりました。平成 18 年 10 月 1 日からは、工作物についても同様に届出対象になり、アスベスト含有材の含有率が 0.1%を超えるものも対象となりました。

#### (3) 建築物利用者の健康被害防止の面から（～建築基準法～）

平成 18 年 10 月、建築物の増改修時における吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去等の義務づけがされました。

#### (4) 廃棄物の処理の観点から（～廃棄物の処理及び清掃に関する法律～）

廃棄物の重量の 1%を超えてアスベストが含有するものについて適正な処理を義務付けていましたが、平成 18 年 10 月からは、0.1%以上に規制対象が広げられました。

#### (5) 石綿による健康被害の救済（～石綿による健康被害の救済に関する法律～）

石綿による健康被害を受けた方およびそのご遺族に対し、医療費等を支給するための措置が平成 18 年 3 月から始まりました。

## 2 都の規制

東京都においては、平成2年4月1日に「建築物等の工事に伴うアスベスト飛散防止対策指導要綱」を策定し、さらにこの要綱を平成7年1月1日東京都公害防止条例（現在の「環境確保条例」）に取り込み、建築物等の一定規模以上の解体・改修工事に関して、アスベスト飛散防止対策を進めてきました。

しかし、平成18年10月1日に大気汚染防止法が改正された関係で、事実上、都条例は大気汚染防止法に包含されてしまいました。そこで、都条例の届出様式の見直しが必要とされ、大気汚染防止法の届出書類上確認できない事項について、都条例の届出で補足することになりました。

### 工事実施計画の届出と区による安全確認

大気汚染防止法、東京都環境確保条例、練馬区アスベスト飛散防止条例に基づき、区に工事業業者から工事実施計画届が提出されると、工事実施前に現場調査を行い、飛散防止措置が関係法令の作業基準に適合しているか職員が確認しています。

平成18年度は、大気汚染防止法または東京都環境確保条例に基づき、区内でのアスベスト使用建築物解体改修工事に伴う工事実施計画の届出が32件ありました。

一方、平成18年度1月1日に施行した練馬区アスベスト飛散防止条例に基づき、アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体・改修工事に伴う工事実施計画の届出が、平成18年度は140件ありました。また、区条例に基づき、吹き付けアスベスト等を使用する一定規模以上の建築物等の解体工事等の住民説明会は、10回開催されました。

なお、規模の小さな工事などであっても、事業者自らが説明会を開催し、または、個別説明やチラシ・パンフレット等の配布を行うものであれば、それも一つの有用な方法であることから、事業者への協力を求めています。



アスベスト除去工事の様子